

(案)

仕 様 書

1 件名

文京区環境基本計画改定支援（基礎調査）業務委託

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3 履行場所

(1) 調査、検討、課題の整理及び資料の作成等

原則、受託者の事業所内とする。

(2) 検討組織の運営支援及び各種打合せ等

原則、文京シビックセンター（文京区春日一丁目16番21号）内とする。

4 委託業務内容

(1) 業務実施計画書の作成

調査内容・スケジュール・体制・作業場所・作業手順等の全体管理に必要な項目を定義した「業務実施計画書」を作成すること。

なお、「業務実施計画書」には、計画したスケジュールに対する進捗管理の方法、提出する成果物の品質管理の方法、プロジェクト進行のなかで発生する、リスク・問題・課題管理の方法を記載すること。また、作成した「業務実施計画書」に基づき、現状調査を実施すること。

※業務実施計画書は、契約締結後速やかに提出し、業務の進捗に応じて、適宜改版を行うこと。

(2) 区的环境に関する現状調査

ア 地球環境の調査

地球規模の環境

※温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギー導入、気候変動から生じる様々な影響への対策（地球温暖化への適応策）、オゾン層、洪水、その他近年の環境状況を踏まえた新たな項目等

イ 身近な環境の調査

(ア) 社会環境

人間の社会活動にかかわる環境

※土地利用、産業、人口構造、道路・交通、公園・緑地、レクリエーション施設、ヒートアイランド現象、環境共生関連施設、防災施設、電気自動車、その他近年の環境状況を踏まえた新たな項目等

(イ) 生活環境

健康な生活を送るための環境

※大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、化学物質、

(案)

アスベスト、PCB、清掃、ごみの処理・処分（リサイクル等）、空き缶・たばこの吸いがら等のポイ捨て、エネルギー、水資源、その他近年の環境状況を踏まえた新たな項目等

(ウ) 自然環境

自然や動植物にかかわる環境

※大気・気象、地形・地質、地下水・湧水、河川・海洋、植物、動物、生物多様性、ビオトープ、その他近年の環境状況を踏まえた新たな項目等

(エ) 人文・歴史環境

歴史的・文化的な資源にかかわる環境（神社・仏閣、歴史的・文化的資源、景観等）、その他近年の環境状況を踏まえた新たな項目等

(3) 現行計画に関連する施策の実施状況の把握・整理

現行計画に関連する施策の実施（進捗）状況について、把握・整理する。

(4) 社会動向等の変化の調査

環境に係る法・施策の成立・改定等、国・都の動向を調査・考察する。

(5) 区民、事業者及び団体への意識調査の実施

計画改定に向けた状況把握のためアンケートを作成・発送し意識調査を行う。

ア 区民アンケート

住民基本台帳から無作為抽出、1,200人程度

イ 事業者及び団体アンケート

大規模・中小規模事業所・団体合わせて600程度

ウ 学校アンケート

区立小学校の5年生全クラス及び区立中学校2年生全クラス（合計30校）

※上記のアンケートについては、リマインダーを実施する。

(6) 学識経験者、事業者等へのヒアリング

環境施策に関わる学識経験者、関係団体、事業者等へのヒアリングを行う。

(7) 評価及び課題の抽出

ア 上記(1)～(5)の調査結果に基づく点検・評価

イ 課題の整理

上記(1)～(5)調査結果及び上記アを踏まえ、環境基本計画改定に際しての課題を整理する。課題の整理に当たっては、特に次の点に着眼して整理すること。

(ア) 現行計画の進捗状況、評価を踏まえた環境施策の課題

(イ) 個別計画が充実する中で、環境基本計画が担うべき役割の整理

(ウ) 計画策定以降の、区の環境に関する現状と課題

(8) 計画改定に向けた方向性の検討・提案

上記(6)並びに各調査結果を踏まえ、環境基本計画改定の方向性について検討を行い、区に提案する。

(案)

(9) 庁内検討組織の運営支援

区課長級職員から構成される庁内検討組織(委員数 16 人程度)の運営支援を行う。
運営支援の内容は、以下の通り

ア 会議への出席

イ 会議資料の作成(必要部数のコピー及び必要に応じて祝詞、想定質問対応のための資料作成も含む。)

ウ 会議での説明

エ 会議における意見の整理

オ 議事録(要旨)作成(録音・要点記録)

会議終了後、受託者は議事録を作成し、1か月以内に事業執行担当者に提出すること。

※議事録の仕様

・紙

A4判、両面印刷、1部

・データ

Word形式、電子媒体(CD-ROM)1枚

※録音した音声データは、議事録データとともに電子媒体(CD-ROM)に格納の上、提出すること。

※議事録の形式等については、別途、事業執行担当者と打ち合わせの上、決定する。

カ 会議後の質疑応答への対応支援

(10) 打合せ・協議

契約履行上及び会議・協議会のために必要な打合せ等に出席し助言する等の支援

(11) 区ホームページにて公開する資料の作成

検討経過等をホームページで公開するための資料(PDF等)を作成し、事業執行担当者に提出すること。

(12) 基礎調査報告書の作成

(1) から (5) までについてまとめること。

5 成果品

(1) 基礎調査報告書

ア 紙

A4、4色刷り、200頁程度 5部

※うちアンケート結果150頁程度

イ データ

CD-ROM(Word形式、PDF形式等) 1組

(2) 納品場所

(案)

文京シビックセンター17階 環境政策課

※成果品の納品にあたっては、社内照査を踏まえること。

6 業務実施上の条件

本業務は、プロポーザル募集の際に提出した書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。

7 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

8 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物等が納入された後、内容に不備、不足等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任においてこれを訂正しなければならない。

9 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

(2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。

(3) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。区事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。

(4) 本件委託業務のために作成した報告書等の著作権及び著作権は、文京区に帰属する。ただし、写真等の素材について、他に著作権を有している者がいるときには、その使用に関する手続きについて、必要に応じて受託者が支援すること。

なお、使用料が発生するものに関しては使用しない。また、著作権を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。

(5) 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本委託業務以外に使用し、又は公開しないこと。

なお、この件については、本契約終了後も継続する。

(6) 本契約を遂行する上で、業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ、再委託をする業者名、再委託等の内容を区に書面をもって報告し、承諾を得なければならない。また、再委託等を請けた業者にも、この契約内容を遵守させなければならない。

(7) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(8) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場

(案)

合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

- (9) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (12) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (13) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (14) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (15) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

10 連絡先

事業執行担当者 資源環境部環境政策課脱炭素担当 下江 電話 5803-1276（直通）
契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話 5803-1150（直通）